

令和4年度第3回逗子市都市計画審議会

会 議 録

令和4年12月14日開催

令和4年度第3回逗子市都市計画審議会会議録

日時：令和4年12月14日（水）

14時00分

場所：市役所5階 第4会議室

出席	苦瀬博仁 会長	鈴木正 委員
	田幡智子 委員	高野毅 //
	八木野太郎 //	堤勇一朗 //
	福岡伸行 //	鈴木新 //
	板倉友梨奈 //	安田正則 //
	森尻雅樹 //	

欠席	鈴木伸治 会長職務代理者	一ノ瀬友博 委員
	近藤大輔 委員	加治屋正仁 //

事務局	環境都市部 石井部長 青柳次長（兼環境都市課長）
	新倉参事（兼緑政課長）
	環境都市課 坂本係長 大竹主事 三橋主事
	まちづくり景観課 三澤まちづくり課長
	経営企画部 仁科次長（兼企画課長）
	市民協働部 石井次長（兼市民協働課長）
	経済観光課 黒羽課長

傍聴者 2 名

【青柳次長】 それでは始めさせていただきたいと思います。定刻少し回りましたけれども、ただいまより令和4年度第3回逗子市都市計画審議会を開会させていただきます。着座にて進行させていただきます。

本日の出席委員ですが、定数15名中、現在11名の御出席をいただいております。過半数を超えておりますことから、逗子市都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして会議の成立を御報告申し上げます。なお、鈴木伸治委員、一ノ瀬友博委員、近藤大輔委員については、事前に所用のため欠席という御連絡をいただいております。加治屋正仁委員につきましては、今、確認を取っております。後ほどまた参加ということもあるかと思っております。

また、本日は事務局の環境都市課以外に、案件に関連します関係所管の職員が出席しておりますので、簡単に御紹介させていただきます。企画課長の仁科でございます。市民協働課長の石井でございます。経済観光課の黒羽でございます。緑政課長の新倉でございます。まちづくり景観課長の三澤でございます。

本審議会ですが、特に個人情報扱う案件を除きまして、原則公開ということとしていただいておりますので、そのような形で進めたいと思います。本日の審議案件、特に個人情報に係る事項はないというふうに判断しておりますので、傍聴希望の方については既に御着席をいただいております。

また、本日の会議は録音をとらせていただいております。委員の皆様には確認をいただいた上で、議事録を作成いたしまして、その議事録は最終的に公開情報というふうになりますので、御承知おきください。

傍聴人の方に申し上げます。会議に先立ちまして、傍聴に際しまして、限られた時間内で円滑に審議を進行させるため、私語等審議の妨げになるような行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

また、本日の会議予定時間については、現在から16時までを最大とさせていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、会議進行への御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、苦瀬会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【苦瀬会長】 かしこまりました。それでは、本日は逗子市総合計画中期実施計画の策定についてということでございます。これから資料の御説明をいただきまして、審議を進めたいと思っております。では、事務局から御説明をお願いいたします。

【大竹主事】 環境都市課の大竹です。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。資料1が、逗子市総合計画中期実施計画の策定について。資料2、まちづくり基本計画の係る変更部分。参考1、総合計画基本構想の素案。参考2、総合計画中期実施計画の素案。参考3、逗子市都市計画マスタープランの経緯。参考4、総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針。参考5は逗子市総合計画。追加資料は、事前に送付させていただいております資料2-1、中期実施計画（まちづくり基本計画部分）の修正に関する意見（審議会中）と資料2-2が中期実施計画（まちづくり基本計画部分）の修正に関する意見（審議会後）になっております。以上になります。

資料については、余裕がありますので、配付漏れ等ありましたら事務局までお願いいたします。

【青柳次長】 よろしいでしょうか。

【大竹主事】 では、説明に入らせていただきます。

【苦瀬会長】 お願いいたします。

【大竹主事】 前回の審議会では、総合計画中期実施計画の策定に伴い、まちづくり基本計画と整理される部分の変更及び削除する項目を取りまとめた資料2について意見をいただきたいという内容で諮問させていただきました。本日は、いただいた意見を所管課へ伝え、見解をまとめた資料2-1及び2-2を作成いたしました。資料2-1と2-2を分けた理由については、前回の審議会の中での意見を資料2-1に、審議会後の意見を2-2にまとめており、資料2-1については発言によるものでしたので、事務局側で文章化を行ったため、あえて分けて作成いたしました。資料2-2については、いただいた意見をそのまま記載しております。また、基本的にいただいた意見は全て記載されていると認識しております。まずは、こちらを説明させていただきます。

資料2-1を説明させていただきます。資料2を併せて御確認いただければと思います。資料2-1は、まちづくり基本計画に係る変更部分に対する意見（審議会中）というものです。対応区分の説明をさせていただきます。「○」が、意見を反映し、案に修正するものです。「□」が、意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のものです。「▲」が、意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの。「■」が、今後の参考意見とするものとしております。

No.1、高野委員からの意見です。資料のページ、体系4-4、実施計画のページ157ページ、No.6、資料2で言うところの8ページになります。幹線市道など、道路幅員等の状況で可能な

道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図るという記載を削除するということに対する意見です。歩行者に関して、しっかりと安全対策を図るよう進めるべきだと思うので、記載が他の計画にないのであれば、歩行者の部分について当該計画に残すべきだと思うという意見です。

所管が環境都市課となっておりまして、対応区分が「■」、今後の参考意見とするものです。所管の見解が、逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプランで、安全で快適な歩行空間の創出を基本目標として設定しているため、中期実施計画の取り組みには記載しないという整理をしていますという見解です。

続いて、No.2、苦瀬会長の意見です。資料ページは同じところになります。歩行者、自転車、自動車の分離を図るということだけでは、キックボード等のパーソナルモビリティが含まれていないので、どこかに「等」を入れておくべきという意見でした。

所管が環境都市課で、対応区分が「■」となっております。所管の見解が、総合計画中期実施計画には記載しない事項と想定しておりますので、文言の追記は行いませんが、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

続いてNo.3、安田委員の意見です。体系4-3、実施計画のページ153ページ、No.4。信号無視や逆走等、自転車のルール違反が多く、危険を感じるため、警察と連携し、取り締まりや矢羽根の設置を積極的に行ってほしいという意見でした。

所管が環境都市課となっておりまして、対応区分は「■」です。所管の見解ですが、警察等と連携し、様々な機会を通じて自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、安全で快適な交通環境づくりに取り組んでまいりますとのことでした。

No.4、安田委員の意見です。体系4-3、実施計画のページ152ページ、No.1。変更後案に、公共交通を利用促進、シェアサイクル、カーシェアリングの検討など、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに向けた効率的な自転車利用を推進するとあるが、公共交通機関が充実してくれないと現状対応が難しいと思うので、実情に合った記載にするべき。また「効率的な自動車利用」という表現が抽象的であるため、具体的に記載するべきという意見でした。

所管が環境都市課で、対応区分が「○」です。意見を反映し、案を修正するものです。所管の見解といたしまして、効率的な自動車利用とは、カーシェアリングが例として挙げられますが、御指摘のとおり分かりづらい文章となっているため、「自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに向けた効率的な自動車利用を推進する」という記載を「自家用車に頼らずとも生

活できる環境づくりに取り組む」に改めます。

No. 5、苦瀬会長の意見です。体系4-3、実施計画のページ152ページ、No. 1。公共交通機関を充実させて移動の確保をしようというのが交通計画の一つの重要な目標になるが、もう一方で移動しなくても生活するということも増えている。そのため、地域によっては公共交通サービスレベルを落とすけれども、配達で対応するという場合もあるし、いろいろな取組があるような気がしますので、そういったことも考慮されるべきという意見でした。

所管課が環境都市課になっておりまして、対応区分が「■」です。所管の見解が、生活の利便性を確保する上で貨客混載の取組や移動販売車やキッチンカーなどのサービス側が地域に移動することも有用であると認識しておりますとの見解でした。

No. 6、板倉委員の意見です。体系4-3、実施計画のページ153ページ、No. 4。逗子駅前に日中買い物や銀行に行くに当たり、民間の有料駐輪場を使うのは現実的ではないので、短時間であれば無料で利用できる駐輪場の設置を検討してほしいという意見です。

所管課は環境都市課となっております、対応区分が「■」です。身近で買い物をするのに便利なまちの実現に向け、民間事業者等と協働した駐輪環境の整備を進めてまいりますとのことでした。

No. 7、鈴木伸治委員の意見です。体系4-1、実施計画のページ140ページ、No. 1。資料2で言うところの5ページになります。望ましい土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討するという記載を削除するということに対する意見です。大きな方向性を総合計画で示すのは当たり前のことであって、都市計画マスタープランに関わる内容であるから削除するというのは、整理の仕方としておかしいのではないかという意見でした。

所管課は環境都市課で、対応区分は「□」となっております。所管の見解が、実施計画での具体的な取組というよりは、その前提となる方針や考え方として整理すべきではないかと考えており、基本構想では逗子市の将来像、土地利用に当たっての基本方針のほか、5本の柱ごとの目指すべき姿や取組の方向に、実施計画では計画の基礎条件等、目指すまちの姿が示されており、それを実現するためには当然、都市計画制度の導入も含まれていることから、中期実施計画の取組には記載しないという整理をしていますとのことです。

No. 8、鈴木伸治委員の意見です。体系3-4、実施計画のページ134、No. 1。資料の4ページになります。逗子の潜在的価値を生かし、海辺、山、商業地、住宅地などを一体的につなげ、回遊性を持たせるとともに、景観を向上させるという記載を削除するという項目に対する意見

です。大きな方針なので、総合計画に記載してあっても何も問題なく、それを実現するために景観計画で頑張りましょうという整理でいいと考えるとの意見でした。

所管がまちづくり景観課で、対応区分は「□」です。所管の見解ですが、実施計画での具体的な取組というよりは、その前提となる方針や考え方として整理すべきではないかと考えており、基本構想では逗子市の将来像、土地利用に当たっての基本方針のほか、5本の柱ごとの目指すべきまちの姿や取組の方向に、実施計画では計画の基礎条件等にそれぞれ記載していることから、中期実施計画の取組には記載しないという整理をしていますとのことです。

No.9、田幡委員の意見です。体系5-1、実施計画のページ169、No.4。意見の内容が、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供その他というふうになっているが、地域の人たちという部分では、住民自治協議会本体だけではなく、各自治会・町内会の方々がそれをつくっているという現状があるので、文言の整理の中で住民自治協議会のみを示しているというのは違うと思うという意見です。

所管課が市民協働課になっておりまして、対応区分が「□」です。住民による自治活動については、主な取組を①として住民自治協議会の支援を定め、②としてその他自治会や町内会などが運営するふれあい活動の推進を定めています。御指摘の現状については、②に含まれるものとして考えているという見解でした。

No.10、板倉委員の意見です。体系3-1、実施計画のページ117、No.2。各ゾーンの自然を生かした工夫に取り組むと記載がありますが、各ゾーンが何を示すのか定義の記載がなく分かりにくいので、具体的に記載してくださいという意見でした。

所管課が経済観光課で、対応区分は「○」です。各ゾーンとは、自然の回廊プロジェクト事業で定めた自然の回廊、全8回廊9コースのことです。自然の回廊プロジェクトの解説を以下のとおり用語解説に追記しますとのこと。かぎ括弧の中ですが、自然の回廊プロジェクト、逗子市には自然が色濃く残され、歴史的な価値を持つ史跡なども数多く存在している。逗子全域を大きな自然の回廊と見立て、その豊かな自然と文化に触れられる様々な場所を、連続性・回遊性を持った散策、ハイキングなどを楽しめる道としてつなぎ、市民や来訪者に安らぎ、遊び、憩える場所と感じられるよう、まちの魅力と活力の向上を目指すプロジェクトと、用語解説に追記しますとのこと。

No.11、板倉委員の意見です。体系3-1、実施計画のページ117、No.2。資料2で2ページになります。自然の回廊プロジェクトとして、自然と人が調和し、回遊性と活力があるまちづ

くりを進めるため、自然の回廊プロジェクトを推進する市民団体の活動を支援するという記載に対する質問です。市民団体の活動の支援をするということになっているみたいですが、市民団体が活動をやめたら逗子市の自然は整備されなくなってしまうのかという質問です。

所管課が経済観光課と緑政課になっておりまして、対応区分は、質問であるため入れておりません。所管の見解が、市民団体への活動支援は、主に看板やリーフレットの作成等、自然の回廊プロジェクトの魅力発信を図るためのものです。ハイキングコースの維持管理については市で行っており、今後も継続していきますという見解です。

続いて資料2-2を御覧ください。こちらはまちづくり基本計画に係る変更部分に対する意見で、審議会後にいただいた意見をまとめたものです。No.1、堤委員による意見です。体系4-3、実施計画のページ152ページ、No.3。道路について、バリアフリー化がなされていない場所が多いと感じるため、積極的に進めてほしいという意見でした。

所管が都市整備課となっております、対応区分が「■」となっております。所管の見解が、用地の関係等で困難な箇所もありますが、できることから進めていきたいと考えておりますとのことです。

No.2、堤委員の意見です。体系4-3、実施計画のページ153ページ、No.4。最近自転車のマナーの悪い人が多く、急に車の前を横切る人も多く、事故が心配なため対策が必要だと考えるという意見です。

所管課が環境都市課になっておりまして、対応区分が「■」です。所管の見解ですが、警察と連携し、適切に対応していきますとのことです。

No.3、堤委員の意見です。体系5-1、実施計画のページ169ページ、No.4。資料2の8ページになります。変更後の文案が、お互いの顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において行われるふれあい活動を推進するという記載に対する質問になります。ふれあい活動とは、具体的にどういったことを示すのか。

所管課が市民協働課になっておりまして、こちらも質問ですので、対応区分は入れておりません。所管の見解が、子育てサークル、高齢者サロン及び趣味の活動など、市民団体による地域活動を指しますとのことです。

No.4、福岡委員の意見です。体系3-1、実施計画のページ117、No.2。資料2の2ページになります。魅力の発信を図るため、自然の回廊案内板の維持管理及びリーフレット等を配布するという部分に対する意見です。SNSによる情報発信を付け加えるのがいいと思いますと

いう意見でした。

所管課が経済観光課で、対応区分が「□」となっております。もとの文、リーフレット等の「等」の中にSNSも手段として含まれており、特に各魅力スポットや関連イベントの周知に活用しています。例示は、自然の回廊全体の周知に適している方法から示しており、全てを列記することは望ましくないため、従来どおりとしますとのことでした。

No.5、福岡委員の意見です。体系3-4、実施計画のページ134ページ、No.2。資料2の4ページになります。変更後文案は、景観条例、景観計画を運用し、一定規模以上の民間施設や景観重要公共施設の景観誘導を行っているが、地域特性や立地条件を踏まえた景観配慮が十分にされているとは言えず、さらなる効果的な手法を検討することが求められているという記載に対する意見です。文脈からすると、行政指導の限界にぶつかっていると思われます。景観条例及び景観計画の改定も視野に入れて検討すべきと思います。そこまで踏み込んで書き下せませんかという意見になります。

所管課がまちづくり景観課で、対応区分が「□」です。景観条例及び景観計画の改定も効率的な手法の検討に含むものと考えています。今でも適宜景観条例や景観計画の見直しを行っており、令和4年度にも改定を行い、12月1日から運用を開始しますとのことでした。

No.6、福岡委員の意見です。体系4-1、実施計画のページ141ページ、No.4。資料2の5ページになります。ゆとりある良好な住宅地を形成するために、市民の合意を得つつ、敷地面積の最低限度の導入に向けて取り組んでいるという記載を削除することに対する質問になります。変更する理由ですが、方針変更したためにこの課題に取り組む必要がなくなったという理解ですか。確認をお願いしますとのことでした。

所管課がまちづくり景観課で、対応区分「■」になっています。所管の見解が、敷地面積の最低限度は、都市計画による全市的に用途地域ごとに一律の数値基準を導入する方針を改め、個々の必要とされる地域の住民の理解を得て進めていく方針としました。地域のニーズを引き起こし、逗子らしい特色のある魅力的な住環境形成に資するまちづくりに取り組みますとのことでした。

No.7、福岡委員の意見です。体系4-3、実施計画のページ152ページ、No.1、資料2、6ページになります。地域主体によるコミュニティバス等の運行に向けた支援をするという記載に対する意見です。シェアサイクル、カーシェアリングは既にあります。利用率はどうか。自家用車利用が減るとは思えません。現実的に効果ある対策に絞るのがいいと思いま

す。アーデンヒルの乗合タクシーはいいと思います。地域主体によるコミュニティバスと書いてありますが、地域主体とは具体的に誰のことでしょうか。具体的に書き下してくださいとのことです。

所管課は環境都市課で、対応区分は「○」です。所管の見解ですが、実証実験を実施しているシェアサイクルは、徐々に利用回数も増加しています。カーシェアリングにつきましては、市内在住者と市外在住者の利用は半々であり、非常にバランスのいい地域と、事業者からのヒアリングで聞いております。中期実施計画の主な取組につきまして、総合計画審議会においても同様の御指摘があり、事業説明を次のように改めます。交通を地域の暮らしと一体として捉え、コミュニティバス等の持続可能な地域交通の導入に向け、市と地域が協働して行う取組を推進するという文章に改めます。

No.8、安田委員の意見です。資料のページ4-3、実施計画のページ153、No.4。CO₂削減のために自転車の利用が推奨されているが、自転車の違法、危険な運転が市内中心部で目に余る。喫緊の課題としては、逗子警察と連動して赤切符の開始を、広報等を通じて市民に啓発活動することが先決と考えるという意見です。

所管が環境都市課となっております、対応区分は「■」です。所管の見解ですが、自転車のルール違反については市としても非常に課題認識しており、御指摘の事項については警察と協議してまいります。また、チラシの配架やポスター掲示等、自転車のマナー向上に向けた広報周知を引き続き行ってまいりますとのことです。

以上で配付資料の説明を終わります。いただいた意見のうち、所管課が中期実施計画の記載の修正を行うと判断したものについて、答申書に記載しようと考えております。なお、答申書に記載しない意見についても、今後の行政運営を行う上で参考とさせていただきます。御自身の意見が適正に対応されているかという点で、本日御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【苦瀬会長】 御説明ありがとうございました。振り返ってみますと、資料2-1は前回の会議中にいただいた御意見をまとめてあるようです。それに関して所管の部署の方たちからお答えをいただいているようです。それから、資料の2-2は、審議会終了後、文書で御意見をくださいとお願いしていたところ、皆様方からお寄せいただいた意見に対して、担当の所管の方たちがお答えいただいたと、こういうふうに理解しています。

資料2のほうは、2-1から順番に並んでいるわけでございますけれども、資料2-1と2

－2は発言順とか、御意見が届いた順になっているようでございまして、順番が戻ってたり、同じ番号だけど後ろに回っているとかがありますので、その辺に御注意いただいて見ていただいたほうがいいかなというふうに私は理解しております。

取りあえず、こんなふうに進めたいなと思っておりますが、御意見いただければありがたいと思います。2－1から、1番、2番、3番、4番と進めていきますが、例えば体系4－4は2つ意見がありまして、ほかにはないんですけど、4－3になると相当いっぱい出てくるということで、非常に関連した御意見があるようでございますので、ちょっとその場合には飛ばさせていただいてもよろしいかなということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料2－1の1番から御意見がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか、高野委員お願いいたします。

【高野委員】 所管の見解の記載のとおり、アクションプランのほうに設定されているということですから、その件に関しては了解いたしました。

【苦瀬会長】 次は私でございますが、「等」を入れるかどうかということで、今後の参考にいただければありがたいということで、よろしいでしょうか。

次、4－3番目、安田委員さんから、4－3でございますが、いかがでございましょうか。

【安田委員】 取り組んでまいりますというのは、回答としては非常に無難な回答なんですけれども、やってほしいんです。テレビではですね、東京都はやっています。赤切符。そういうのをなぜ逗子はやらないのか。神奈川県警が悪いのか、逗子警察が悪いのか分かりませんが、いいところはどんどんやったらいいと思うんですね。市役所の前の踏切、一旦停止はしょっちゅうやってます。隠れて、おまわりさんがやってます。じゃあ、なぜオーケーのですね、あの交差点、あそこがひどいんです、自転車が。そこをなぜやらないのか。一旦停止の一番分かりやすいのは、捕まえて、そしてオーケーの前の自転車のですね、本当に無法な、無謀な運転を、なぜ警察はやらないんだ。あそこをやればですね、一罰百戒でですね、あ、これはいかんということになると思います。そこら辺がですね、何で行政はやらないんだろうと。同じことばかりやってると。パトカーは巡回してます。巡回してるだけなんです。私はですね、行政の方はもっと積極的にですね、自分の仕事をやっていただかないと、この間の保育士の3人がああいう事件を起こしました。我々の近くの裾野市の市長さん、おわびしてましたけども、通報があったけどもですね、何か月もほったらかしにしていたと。そういうことでですね、やはり何か市民から声が出たら、すぐ動く。現場主義の市長さんが再選されました。そういう

ことを考えたときにですね、もう少し行政が、そこはほかの部署とコミットしていく、関与していく。そして連携していくと。縦社会だと思いますが、横串もきちっと刺していただきたいと思います。本当にオーケーの前の自転車の無謀運転は、早くやっていただきたいと思います。これが効果があると思います。以上です。

【苦瀬会長】 この会は都市計画審議会であり、交通関係は若干色合いが違いますが、貴重なご意見でございますので、ぜひそういう意味では交通関係の部署の方にお伝えいただければありがたいと思います。そういう形でよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次の4番目の安田委員さんですが、公共交通、シェアサイクルですか、この辺り、いかがでございましょうか。これは採用していただくということで。よろしいでしょうか。

【安田委員】 よく副詞の言葉を使われるんですね。努力、相当にとかですね、効率的にとか、そういう副詞、文語の世界の表現ですけども、効率的な自動車利用という場合の「効率的」って何だということがよく分からない。そういう表現はできるだけ避けていただきたいと思います。

じゃあ、自家用車に頼らずですね、生きる環境をつくると。これは非常に私はいいい御回答をいただいたと思います。そういう自家用車に頼らない社会をどうやってつくっていくんだというお考えというのは、ぜひ進めていただきたいと思います。でも、どうしても自家用車に頼らなきゃいけない部分は出てくる。そこにやっぱり目が行くと思うんですね。自家用車を使わなくてもいい世界をつくるためには、じゃあ自家用車をどうしても使わなくちゃいけない場合はどうするんだという問題にフォーカス絞られてくると思うんですね。そういう意味でも、この御回答いただいたように、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに取り組むというのは、非常に私的を射た御回答、修正をいただいたとっております。以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。よろしいですかね。

それでは、次、これは私ですが、これはいろんなことを書いてですね、市が一般的なビジネスのことをあまりいっぱい書くと、都市計画とはちょっとあれなので、私はこの御回答で結構だと思います。私はこういうのがあるよと言っただけでありますから、それで構いません。

次に4-3、板倉委員がお話しになりました件。

【板倉委員】 民間事業者と協働したというのは、有料駐輪場の整備をさらに進めるという御回答なんでしょうか。

【青柳次長】 基本的には、駅周辺については有料駐輪場化をしておりますので、基本的には

有料化だと。あとは、民間事業者が自分たちの店舗の、店舗用の駐輪場として設けるところについては当然無料というところもあると思いますので、その辺についてはそれぞれの判断ということになるかと思います。

【苦瀬会長】 いかがでしょうか。

【板倉委員】 市として駐輪場の誘致は考えていかないという方針ということですか。

【青柳次長】 申し上げたように、市としては駐輪場の有料化を考えておりますので、改めて無料の駐輪場というところについては、現在考えとしてはないというところでございます。

【苦瀬会長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

【板倉委員】 残念ですけれども。分かりました。

【八木野委員】 多分、その部分で言うと、たしかパチンコ屋さんが1時間だか、店を使わなくてもたしか最初の1時間は無料とかでたしかなっているお店とかがあったりとかして、そこを利用されている方というのが多くて、多分完全に無料止め放題にしちゃうと、そのまま電車に乗って一日中どこかへ行ってしまおう方が増えたりとかして、恐らく市として管理できなくなるんじゃないかなと思うんですね。

【板倉委員】 短時間であればということで、御提案させていただいた。

【八木野委員】 なので、そういうことなので、多分お店で、特に僕が知ってるのはパチンコ屋さんなんかは止めれるのかなというふうに思ったので、利用されたらいいかなというのは、意見ですけど、そう思いました。

【苦瀬会長】 なかなかこれ、いろいろなまちでも抱えている難しい問題で、大きな商業施設であれば、駐車場も無料の駐輪場もある。では、逗子のようなまちでそれをずっとつくっていくかという、そういう敷地もないし、作ったら歩く部分も少なくなって、歩けなくなるとかいう話もあります。その辺のバランスについて、皆さんが悩んでおられるというのが現実なのかなと思います。これは本当に、こうなればぱっと一瞬でうまく解決するというのがなかなかなくて、いろんなところで御苦労されているような気がします。特にシェアサイクルを始めているところは、それがまた大変で、片方では一生懸命使え、使え、使えと言っていて、片方で止めるな、止めるなと言っていて、皆さんこのバランスを、みんなこの行政の方も悩んでおられるような気がいたします。逗子市も同じに悩んでいるんだなと思っています。よろしいですかね。前向きに、ぜひ、いろいろな対策を考えていただきたいというふうに私も思います。大変だと思いますけど。よろしいでしょうか。

それでは、今、4-3のところに来ているので、実は資料2-2でも4-3とありますが、これ、どうしましょう。一緒にやりますか。それとも別にしておきますか。どっちでもいいんですけど。どうしましょう。4-3の話が出たから、一緒に検討したほうがいいですか。どっちがいいでしょう。順番にやりますか、それとも4-3やりますか。どっちがいいですか。

【鈴木（正）委員】 私は7、8でちょっと。

【苦瀬会長】 そうですか、分かりました。では、順番どおりいきましょう。7番で、体系4-1のところに行きましょうか。

【鈴木（正）委員】 鈴木（伸）先生とお話ししたんですけども、県内各市の総合計画、やっぱり大変大切に思っていて、そこからですね、各種上位計画を持ってきている見方って、表記の仕方の問題なんですけれども、今回、前日いただいた参考3というので、総合計画のまちづくりから都市マス等を完全に抜いちゃってる形の表記になっております。それで、一生懸命皆さんやってくれている、見るとですね、大柱、小柱、どこをどういけばいいのか、つながって、非常に分かりにくくなっているんです、今回。私と鈴木（伸）さんの考えでは、前回のときは非常に引っ張っていきやすいし、着地しやすかったので、ここのところは何かこれになったこのメリットというのは何か教えてもらえますかね。上位計画があって、こういうふうに行くんだよというのを、順番になっているのが、大体経済学者は案外そういうことが多かったんですけども、これはどうしてこういうふうに抜き出しちゃったのか。

【苦瀬会長】 いかがでしょうか。

【鈴木（正）委員】 一生懸命見ていたときに、飛んじゃうので、どこへ飛んで行くのかというのは、ちょっと分からなかったです。別紙見ないと。

【青柳次長】 すみません。ちょっとお答えになっているかどうか分からないんですが、基本的な考えとしては、御説明してきましたように、今、総合計画の中に、完全に中に入っている都市マスタープランを、最終的には抜き出すんだというところの話はしておりますけれども、計画体系自体が違うので、完全にすぽっと抜けるかということ、確かにそういうわけではないので、考え方としてはもちろん残した上で、都市マスタープランの体裁になる形で、こちらでこれからまとめていくというところを今後考えていくというところですので、ちょっと鈴木（正）委員のほうはですね、どういう御指摘なのか、ちょっと私、十分理解できてないのかもしれませんが、現段階では取組というところではなくて、方針や考え方のほうで内容が入っているので、これについてはこのままというか、これで御理解いただきたいというところで、ここには

記載してございます。ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、若干過渡期というか、そこを整理している中での若干の言葉の足りない部分であったりとかいうところがあるのかもしれませんが、今後はその辺は分かりやすくなっていくと思いますので、できれば御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【鈴木（正）委員】 逗子がこれ、頑張っているんで、新しい方針なのか、それで頑張ってもらって、できるだけ分かりやすく上から下りてくる形をぜひつくってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

【青柳次長】 頑張りたいと思います。

【苦瀬会長】 私もぜひお願いいたします。行政の方たちは日々それを悩んでおられるから、こうやってつながっているんだよということはずっとお分かりかもしれませんが、皆様方がそれはずっとつながるかどうかは、ちょっと工夫していただければ。ありがとうございます。

それでは、8番目の。

【鈴木（正）委員】 これも一緒です。いいです。

【苦瀬会長】 いいですか。それでは9番目ですね、体系5-1のほうですか。

【田幡委員】 この御回答で結構です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。それでは、10番目の意見になりますが、体系3-1でございます。ゾーンということに関して、板倉委員。よろしいですかね。

【板倉委員】 私はちょっと読み直しても理解できなかったんですけども、皆さん分かりませんか。

【苦瀬会長】 これ、各ゾーンというのは、私も多分そのとき発言したように思います。このゾーンって、どこのこと、何を示しているのですか、ということだったと思うんですが。これは自然回廊プロジェクトのコースのことを言う、そういう理解でいいですか。

【黒羽経済観光課長】 そうですね、はい。経済観光課長の黒羽と申します。自然の回廊については、8つのゾーンで、9つのコースを設定しているような状況になっております。それを、1ゾーンは8回廊という形になっています。ゾーンとしては、具体的な話をすると、逗子海岸ですとか披露山の大崎、小坪にかけて、あるいは名越の切通まんだら堂のところ、それと山の根、久木大池、田越川、それと長柄桜山古墳とか、沼間、池子、二子山回廊という形での、それぞれの場所よってのコースの特徴ということがございますので、それを指しているような形になっております。

【苦瀬会長】 多分ですね、私もまだそのところがこうだと思ってないので確認したいんですけど。資料2-2を見てもそうなんです、各ゾーンと各回廊とコースとというのがありますが、それはどういうふうに違っているんでしょうか。

【黒羽経済観光課長】 その地域の場所がゾーンになっていて、それに対しての町なかとか山並みだとか自然のところを楽しむ道が回廊になっております。その回廊については、そのゾーンというか、回廊の中でも大体1つの回廊に1つのコースがあるんですが、沼間・池子についてだけは2つのコースが出来上がっていると。

【苦瀬会長】 いやいや、分かりますが、もう一回聞きますよ。そうするとですね、資料の2-1の10番の所管の見解の最初の文章なんです、各ゾーンとは9コースのことですということで、コースでいいんですか。これ、そういうふうに書いてありますよね。

【黒羽経済観光課長】 8回廊9コース全体のことを。

【苦瀬会長】 9コースが9ゾーンなんですか。

【黒羽経済観光課長】 いいえ、8回廊がほぼ各ゾーンに近いだろうと。

【苦瀬会長】 だとしたら、なぜ各ゾーンが8回廊になるんですか。8ゾーンでいいじゃないでしょうか。要するに、言い換えられているから、みんなが迷っちゃっているんじゃないかと思うんですよ。そこは、そこだけ僕も、ずっとこれ分からなくて、ごめんなさい。

【大竹主事】 資料を準備しますので、少々お待ちいただいてよろしいですか。

【苦瀬会長】 いや、それが分かれば、別に。多分、板倉委員もそうですよね。

【板倉委員】 そうです、はい。

【苦瀬会長】 だから、同じ言葉を同じ言葉で言ってくればいいんだけど、ラーメンが中華そばになって、内容が誰も分からなくなっちゃう。

【安田委員】 すみません。回廊というのは、廊下のことを指しますよね。

【苦瀬会長】 そうです、廊下ですね。だから通りとか。

【安田委員】 それが今ね、マッチングしてないですね、私のイメージで。ゾーンとね、廊下とね、違いますよね。そこのところを行政のほうはどう理解しているんですか。回廊という言葉は有名ですよ、回廊というね、何か使いますけども、マスコミなんか。でも、この逗子市が使おうとしているゾーンと回廊というのは、マッチングしてないと思うんですよ。

【黒羽経済観光課長】 ゾーンというのは、その地域なんですね。その地域で、その地域のところの代表的なと言ったらおかしいんですけども、ハイキングコースなり街並みが通れると

ころを回廊として設定しているんです。それが8つの回廊のところ、各ゾーンで1個ずつあるんですかという話であれば、そのとおりですという話なんです。

【安田委員】 私、まんだら堂のやぐら群をよく存じ上げているんですが、あの辺り一帯をまんだら堂やぐら群というゾーンですよ。そこに回廊というのを考えた場合は、名越の切通からですね、おさる畠の大切岸のほうに、そこに行くのは回廊ですよ。そこら辺のマッチングがちょっとうまくないんじゃないかなと思うんですけども。一つの例で申し上げますと、まんだら堂やぐら群を今、PRしていらっしゃる。それは名越の切通1、2、3とあります。そして大切岸へ行きます。これはあえて言えば回廊と言えらると思います。そこら辺がちょっと。

【苦瀬会長】 私ちょっと十分理解してないですけど、こういうゾーンがあると。エリアがある、地域がある。エリアがあります。そこに回廊という通り道があるよと。ここから、A地点からB地点へ行くような通り道があるよと。そこに行く道は、実は1つの場合もあれば2つもあるよと。コースが2つあったり1つあったり3つあったりするかもしれない。というような使い分けをしているのかなとちょっと思ったんですが。

【黒羽経済観光課長】 そうですね。

【苦瀬会長】 そうですか。

【黒羽経済観光課長】 はい。

【苦瀬会長】 そうだとすると、この回答がね、各ゾーンとは9コースのことですと書いてあるから、主語と述語がちょっとおかしいねということはずっと言ってるんです。それは、だからテクニカルの問題なので。この黒い枠はゾーンで、ゾーン、イコール回廊なんですか。

【黒羽経済観光課長】 ゾーンの中での通り道といったらおかしいんですけど、ハイキングコースだとか。

【苦瀬会長】 それが回廊ね。

【黒羽経済観光課長】 それが回廊なんです。

【苦瀬会長】 分かります。いや、だから、もう一回確認しますよ。所管の見解の各ゾーンとは9コースのことですと言っているのは、よろしいのでしょうか。9コースは回廊を含む地域ですとかというゾーンで分かるような気がするんですけど。

【黒羽経済観光課長】 あ、分かりました。そのとおりです。

【苦瀬会長】 分かりましたか。ありがとうございました。内容は板倉委員さんの御趣旨で直していただいているということだと思うので、そこだけ気をつけていただいて。板倉委員、よ

ろしいですか、そういうことで。

【板倉委員】 それぞれのゾーンに生かすべき違う種類の自然があるということなんだとは認識したんですね、最初の各ゾーンの自然を生かしたということで。山だったり海だったり、歴史的なものだったりということで、エリアごとに特徴があるということだと思っんですけども、各ゾーンが何を示すのかが、いまいち、まだ伝わる文章になっていないので、もう一度検討いただけるといいかなと、ここに関しては思いました。

【苦瀬会長】 分かりました。では、そういうことで、「○」印で、御意見は反映して修正するということになっているんですが、委員の御意見を参考に、修正方検討していただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

【黒羽経済観光課長】 かなりの分量に文章としてですね、それを入れちゃうと、それぞれのコースについての説明、ゾーンについての説明になってきちゃうので、かなりの量になってきちゃうと思うんですけども、そうするとバランスがちょっとおかしくなってます。

【苦瀬会長】 内容を説明してくださいというのではなくて、まずはゾーンと回廊とコースだけ説明していただければ、それだけで大分分かるんじゃないかと思えます。

【黒羽経済観光課長】 分かりました。

【苦瀬会長】 よろしいですか、板倉委員。

【板倉委員】 はい、ありがとうございます。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。それでは、11番にいきたいと思います。板倉委員さん、いかがでしょうか。

【板倉委員】 これは質問で、回答いただいているので。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。それでは、資料2-2にいきたいと思います。1番目、体系の4-3が2つ続きます。堤委員からの発言ですが。

【堤委員】 逗子の駅前のなぎさ通り、スズキヤの前、あの辺がちょっと、車と歩行者がぶつかりやすい。車椅子とかも危ないんじゃないですか。それで意見を。

【苦瀬会長】 これは先ほどの資料2-1のところと関連していると思いますが、市の御回答としては、交通管理者、警察等と話し合っって進めていきたいと、こういうことでございました。よろしいですか。

では、1番は、これも困難な箇所はありますが、進めていきたいということで、よろしいですか。ありがとうございます。

3番目の体系5-1でございます。ふれあい活動について、具体的にどういうことを指すか、これはよろしいでしょうか。

【堤委員】 最近ちょっとアフリカのある国の女の子の里親になるという、登録しまして、来年からちょっと支援をするようになると思うんですけども。今、その子はアフリカにいますけれども、この辺に、ちょっと来たいといったときに、うまく接してくれるということがちょっと心配なんですけど。

【苦瀬会長】 どんなものですか。

【石井市民協働部次長】 今回のこのまちづくり基本計画に係る変更部分というのは、大分福祉の要素がもともと計画に入っていたものですから、ふれあい活動という言葉が今回のこの議題に上がっているというようなことになります。ふれあい活動というのは、歩いて行ける範囲内、300メートルとか500メートルの中で、例えば高齢者の方、介護が必要というレベルではないけれども、通える場だったり、そういった顔の見える範囲の中での交流活動を指しておりますので、必ずしも高齢者だけではなくても、育児中の親子であったり、あるいは現役の世代の方が夕方集まるとか、そういったこと全体を指している地域の活動でございます。

【苦瀬会長】 よろしいですか。要するに、子育てと高齢者に限らず、今、戦争でウクライナがどうか、人道的なことも含めて考えてますよということですか。

【石井市民協働部次長】 はい、そのとおりです。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。それでは、4番目にいきたいと思います。福岡委員、回廊の案内板その他。周知していきたいと、こういうことですが、よろしいですか。

【福岡委員】 はい。4番、大丈夫です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。同じく、5番目でございますが、景観条例、景観計画について、関連してですが。

【福岡委員】 これも大丈夫です。景観条例がそんなに見直しされているという事実を知らなかったものですから、書いたままで。適宜変えていただけるのであれば、大丈夫です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。6番目でございます。これはいかがでございますか。福岡委員。

【福岡委員】 これも、その説明で了解です。

【苦瀬会長】 よろしいですか。では、7番目。福岡委員。

【福岡委員】 これも、基本的に了解です。シェアサイクルがどこまで利用されているのかな

という疑問があったものですから。私、沼間なので、東逗子のところ、ちっとも使われていないなど思っていたものですから、それは事実だと思うんです。だから、有効性の問題なんで、別にあつて悪いことはないので、ということですね。

あとは、自動車の乗り入れを少なくしたいということがあるんじゃないですか。そのために自転車を利用してくださいねというときに、観光客はこのシェアサイクルって役に立つと思うんです。ただ、東逗子は観光客が来ないので、利用が少ないんだと思うんです。あとは、自転車の乗り入れ、推進というのはいいんですが、先ほどから出ているマナーとか、その辺の問題があるので、駐輪場の整備はやっていると思いますけれども、さっきのマナーの徹底というのは非常に重要なことで、これは私、田舎なんかに、よく田舎の都市に行くところです。非常にその辺がすっきりしていて、まち全体がですね、警察から市民から、みんなここでは置いて歩きなさいね、降りて歩きなさいねと、徹底しているんですが、都市近郊だとどうしてもいいかげんな、危ないところで自転車乗ったりね、そういうのがやっぱり目立ちますので、最終的には先ほどから出ているマナーの問題だと思います。でも、カーシェアリング、シェアサイクルについては、これで結構だと思います。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。それでは、一応一通り復習をしたということになりますけれども、いかがでしょうか。全体を通して。（「最後もう1個。」の声あり）

あ、ごめんなさい。ごめんなさい、安田委員さん。自転車ですが。赤切符の。

【安田委員】 先ほど申し上げましたけれども、赤切符、青切符とありますよね。赤切符も、もう切るようになってますから、そういうことをなぜ逗子が率先してやらないのかなということを感じております。特に、逗子市は高齢者も多いです。そこに新しくお住まいになった方たち、若い人たちが自転車を使うのは非常にいいことだと思いますので、そこをきちっと認識してもらおうということで、言葉は悪いですが、先ほど申し上げました一罰百戒というのは有効的な行政手段だと思いますので、警察のほうにぜひお願いしていただきたいと思います。以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。私の理解だと、交通管理者との関係で、よろしく頼みますよというのが大きく意見があつて、もう一つは、先ほどの観光の政策で、ゾーンと回廊とコース、うまくセッティングしてくださいねと、これらのことが強く私の印象に残ったところでございます。いやいや、これ忘れていたよとか、これはこうだということはございますでしょうか。

【安田委員】 蒸し返すようですが、今配っていただいたこの図ですね、これ、回廊と書いてますよね。誤解招きませんか。ゾーンじゃないんですか。私、これ初めて見るんですけども。回廊、コースとおっしゃってるけど、これはいわゆる道がこういうふうにあるわけじゃないでしょう、これ。ゾーニングじゃないんですか。

【黒羽経済観光課長】 周りを囲っているところはゾーニングです。その中に、こういう感じでいったらおかしいんですけども、ハイキングコースみたいなコースが出来上がっているんですね。

【安田委員】 これだと何かこういう道があるように錯覚しませんか。

【黒羽経済観光課長】 エリアがそこでいうところです。

【安田委員】 これはよく見ます。この8つの線これは回廊ですよ。回廊を説明していただいていますね。この自然回廊コースは、ゾーニングなんです。これは自然のゾーニング図でいいんじゃないんですか、これ。回廊という言葉を使ったらあたかもこういう道があるように錯覚しませんかね。

【黒羽経済観光課長】 ゾーニング図という形で書かせていただいて、ここではエリアですかね、という形で示させていただいて、後でお配りさせていただいたところが、白黒でちょっと分かりにくいところがあるんですけども、ハイキングコースであり回廊としてのコースを、その地域のゾーンの中でつくっているような形になります。

【青柳次長】 ゾーン名はない。

【黒羽経済観光課長】 ゾーン名は、ちょっと調べてみないと分からないです。

【青柳次長】 ゾーン名がないところが分からないんだ。

【苦瀬会長】 それぞれの担当部署で、それぞれの言葉が使われたけれども、都市計画審議会の中でゾーニングというと、用途地域のことだと思っちゃうんですね。そうなんじゃないですか。だから、それは市役所の中でうまく言葉をちょっと調整したほうがいいかもしれませんね。この絵も、ゾーンだ、ゾーンだと書いてあるけど、これ、ここが何とかゾーンと書いてないから、何かこの黒いのが道かと思ったり。何かちょっといろいろ読み方が混乱しちゃうかもしれません。これ、御担当のところで、調整していただきたく思います。

【鈴木（新）委員】 これ、2つのこの資料は、作ったところが同じなんですか。

【黒羽経済観光課長】 両方ともうちです。用途が違わないじゃなくて、出どころは同じです。

【鈴木（新）委員】 出どころが同じだとすると、こういう考え方がね、その中にあるわけで

すね。経済観光課ですか。それがちょっと混乱を招いて、さっきの文章もそのとおりだと思います。はっきり言いましてね。これはやっぱり改めたほうが良いと思いますね。どちらか統一をした形になるのかね。

【青柳次長】 会長、よろしいでしょうか。ちょっと都市計画審議会での審議内容と違うような気がしますけれども、これだけ御指摘をいただいているということは、それだけ分かりにくいということなので、その辺、市としてですね、分かりやすい形に調整していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【八木野委員】 いい機会なので、ちょっとこの回廊の件でお話しさせていただくと、池子の森自然公園コースというのが、後から池子の森自然公園の活用が始まってできたと思うんですよ。なので、逆にこの7番の沼間・池子回廊というのを神武寺・鷹取山回廊と池子の森自然公園回廊にすれば、全てが回廊というルートで示せるんじゃないかなと思いますので、やっぱり先ほどからお話聞いていると、ゾーンを回廊というのも若干違和感ありますし、またこっちの、後からもらったコース図には歩く距離ということ、回廊として示しているわけですから、定義の整理と併せて、もう少しこの7番のところ、特に。後から多分追加されると思われるコースについて用語を統一していただいて、分かりやすくしていただきたいなというのは申し添えておきたいと思います。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。皆様方の御意見をまとめると、ちょっと言葉を整理しておいてくださいと。もちろんこれ、担当が違うので、都市計画審議会で議論する内容ではないんですけど、それはそれで分かっているんですけど、都市計画審議会の中でゾーニングといたら、もうぽんと一つのある定着した概念があるので、それを別のところで使われたときに、混乱しないかというのが我々は心配しているということで、ひとつよろしくお願いします。

【青柳次長】 ありがとうございます。

【苦瀬会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【八木野委員】 すみません、少し、一度戻る形になってしまうんですけど、6番の敷地面積のところですね、今から多分10年いかないうらい前に、結構この最低敷地面積、用途地域のことって、結構逗子の中で話題になって、二分するような形で様々な意見が寄せられたと思うんですね。今回この内容から削除するという形になっていて、この所管の見解のところでも、地域の住民の理解を得て進めていく方針という、このすごく曖昧な感じで書かれているんですね。これは地域の住民の理解というのは、例えば自治会であったりとか、住民協であったりと

か、それとも自治会に所属している全ての住民の例えば投票だったりとかするのか、どういった基準でその方向性を進めていくのか、これが何か宙に浮いたような状態になっているように感じたんですね。後からだんだん。なので、この所管としては、地域によって個々に逗子らしい魅力あるという最後のこのきれいな言葉でまとめているんですが、いまいちこの最終的にどうするのかというのは、あまり伝わってこないの、ちょっとその辺りを御回答いただけると助かります。

【三澤まちづくり景観課長】 まちづくり景観課の三澤です。基本的には地域の発意によるものに対して、市が支援するという形で考えておりますが、市民の中には待ってはいはこないと意見がありますので、こういう制度がありますよということを周知していく中で、地域として最低敷地を取り組みたいというお話があれば、市として積極的に支援していくという形で取り組んでいきたいと。

【八木野委員】 支援というのがですね、難しいですよ。これ、基本的に、例えばまちづくり条例で制定しても、市の条例で制定しても、法的手段がなくて、結局は開発するほうの自由意思で止めることはできないものであって、なかなか市として協力するといっても協力すること、何が一体できるのかなというところもちょっと分からないんですが、具体的はどういうところを協力して、この地域による逗子らしさという部分を守っていくことを考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

【三澤まちづくり景観課長】 それは具体的にまちづくり条例の中に、地区まちづくり計画というものがあまして、その中で地域の地区まちづくりに立候補というか、声を上げていただければ、この中で、金銭面であったり、専門家なんかを派遣したりできる制度があります。その制度を利用する中で、地域、発意された住民だけじゃなくて、周りの方のある程度の合意が必要なんですけど、合意をいただけた際は、地区まちづくり協定としてまちづくり条例の中にその地域が協定区域として位置づけられます。そうなりますと、例えば協定区域内で敷地面積の限度を決めた場合は、それはまちづくり条例の届出が必要となりますので、行政としての介入もできる。それが行く行くは建築基準法に基づく建築協定であり、都市計画法に基づく地区計画に発展していくと。そういった流れになります。

【八木野委員】 協定の成立する条件とか、それから今現在、逗子の地区で例えばどのような地区からそのような声が上がっているのか、または何もまだ上がっていないのか。そのこと自体を周知できていないのか。その辺りというのはどうなっていますか。

【三澤まちづくり景観課長】 この地区まちづくりの支援に関しては、過去に私の知っている限りでは2団体から声が上がっていて、現に専門家を派遣したり、金銭的な負担をしたりという例もあります。具体的な同意については、まちづくり条例の中で規定しておりまして、その中でその関係区域内の3分の2の同意が必要という形になっております。結局、その3分の2が同意が得られなかったということになっており、現在は残念ながら地区まちづくり協定は1件も結ばれていないということになっています。

【八木野委員】 差し支えなかったら、その2か所というのは、どこなんですか。

【三澤まちづくり景観課長】 1か所はグリーンヒル、もう1か所はハイランドです。ハイランドの一部です。

【八木野委員】 一部。そう考えると、その一部のその範囲というのは、ハイランド8丁目全体の自治会ではなくて、その一部というのはどういう区切りで判断されるわけですか。その区切りによって全然濃淡が変わってきますよね。それをつくっていくのに。

【三澤まちづくり景観課長】 そうですね、こちらについては、やはり全体の区域でやることは、その当時は難しいということがありましたので、せめてこのエリア内でやりたいという発意がありましたので、具体的に言うと、1つの道路の両脇の限定されたエリア、その中、戸数まではちょっと覚えてないですけど、20軒ぐらいですかね。26軒ぐらいですか。の中でやろうとしたんですけど、最終的には同意が得られなかった。

【苦瀬会長】 一般論で、私の理解です。都内でもこういう事例があるんですけど、条例で決めちゃって、後でそれが覆せないというのは大変だという話があって、どっちをとるかという。最終的に住んでおられる方たちの総意で決めていくのが一番いいんじゃないの。例えば土地を分割しちゃいけないよと言ってるけど、相続を目の前にした人は、何とかして分割したいと思う人もいるだろうし、そうじゃない人もいる。それを市が自治体の条例で一律に全て決めてしまうと、地域の人たちの意向を酌んでないことになりやしないかというのが、何か大きな流れとしてあるように私は感じていて、その流れの一環かなと私は理解したんですけど。そういうことはないんですか。

【三澤まちづくり景観課長】 会長のおっしゃるとおりだと思います。

【苦瀬会長】 よろしいですか。

【八木野委員】 はい。

【苦瀬会長】 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

それでは、大体意見が出尽くしたようでございますので、今まで出ていた意見と、この「○」、「□」、「■」等々のものを含めて、事務局では答申案を用意していただいていると思うので、それを配付していただけますか。答申案がこれでいいかどうかというのを議論していければと思います。

(答申書 (案) 配付)

それでは、事務局より御説明をお願いできますか。これは、「○」の部分を抜き出してやっているとこの理解でいいですか。

【青柳次長】 はい、そうです。

【大竹主事】 本日の審議会前までにいただいた意見を踏まえて、今、配付させていただきました答申案を作成しました。答申案をまず読み上げさせていただきます。

逗子市総合計画中期実施計画の策定について（答申）。2022年10月19日付、諮問第18号で諮問された標記の件について、当審議会としての意見を別紙のとおり提出します。

なお、審議会におけるその他の意見についても、今後の行政運営に十分生かすよう求めます。

この別紙、意見というのが、2枚目の令和4年度第3回逗子市都市計画審議会、逗子市総合計画中期実施計画の策定に関する意見一覧ということで、作成しております。

1つ目が、資料2-1、No.4ですね、体系4-3、実施計画のページ152、No.1。公共交通を利用促進、シェアサイクル、カーシェアリングの検討など、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに向けた効率的な自動車利用を推進すると記載がありますが、効率的な自動車利用という表現が何を示すのか分かりにくいので、表現を検討してくださいということで、記載しております。

2つ目。資料2-1、10、体系3-1、実施計画のページ117ページ、No.2。各ゾーンの自然を生かした工夫に取り組むと記載がありますが、各ゾーンという表現が何を示すのか分かりにくいので、表現を検討してくださいということで記述しております。

最後3つ目、資料2-2、7、体系4-3、実施計画のページ152、No.1。地域主体によるコミュニティバス等の運行に向けた支援をすると記載がありますが、地域主体とはどのようなことを示すのか分かりにくいので、表現を検討してくださいという記載で

なお、本日の審議会で出た意見については、反映されておりません。お配りした答申案が御自身の意見の趣旨と相違ないか確認してください。先ほどいただいた意見と併せて、それらを踏まえて最終的な答申書をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、重要事項として、今後のスケジュールですが、明日答申を企画課へ提出いたします。
12月22日に総合計画審議会で審議された後、2月のパブリックコメントにて市民意見を募集し、
2022年度末に総合計画中期実施計画を策定する流れとなります。

説明は以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。私の理解をちょっとご説明して、もし間違っていたら事務局から御指摘いただければありがたいと思います。まずは、2-1と2-2でいただいた意見の中で、特に「○」のことをまず意見等というところを取り出してますよという私は理解をしました。そして、所管の御意見は、まだここに意見として2-1、2-2には所管の部署の御意見が書いてありますが、正式にはこれを出した後で所管の方からお返事をいただくわけですから、ここでは今のところこの意見のところが書かれているよという理解ですが、それでいいですか。

【青柳次長】 はい、結構です。

【苦瀬会長】 それで、恐らくは今日もいろいろお答えいただきましたけれども、所管の御見解を御説明いただいて、またそこをお願いしますとかいったわけですが、そういうようなことがいずれ答えてくださるだろうという、そのためにこの答申があるよと、そういう理解でよろしいですかね。はい、分かりました。じゃあ、大丈夫ですね。

【安田委員】 今の御説明よく分かるんですよ。でも疑問があるんです。というのは、1枚目ですね、この答申ですよ。我々会長名で答申出すわけですよ。答申を出すのは、別紙のところ、これは案と書いてありますけど、こういうことを表現を検討してくださいとか書いてある。それに対して所管の環境都市課さんから今日御回答いただいてというか、事前にいただいて、これでいいですよという、先ほど我々言ったわけですよ。言いましたよね、これでいいですよ。それをまた作り直す。

【苦瀬会長】 これは、現時点ではこれが公の回答ではないんですよ。きっとね。

【安田委員】 じゃないんですか。

【苦瀬会長】 ないんです。ここの審議会で議論しているときの意見なんです。ただし、さらに先ほどのゾーンというのはまだ検討してほしいみたいなことを我々言ってますよね。だから、それも含めて所管の部署の皆様方が、多分回答してくださるだろうと思うんです、これから。だから、今日のこの答申というのは、我々何か質問がありますか、意見ありますかと聞かれているから、こういうことがありますと言って、ただし、それだけだと非常に失礼だから、

いろいろ話し合いながら、この辺かなということをやろうというのがこっちの資料2-1、2-2。ただし、これもまだ足りないかもしれないからということをお願いしているわけですね。その結果、後で答えが出るだろうけど、我々はその答えを見る前に、まずこれが質問ですというので、これを出したいと、こういうことだと思います。よろしいでしょうか。だから、この答えが確実にこのまま返ってくるわけじゃないかもしれませんが。これからまた議論していただくかもしれないし、我々も意見を追加していましたから。そういう理解でいいですか。事務局、その私の理解でいいですか。ちょっと違ったかな。

【青柳次長】 今、会長のおっしゃったとおりなんですけど、前も申し上げたようにですね、この案件に関しましては、いくつかの審議会が関わっておりまして、先ほど申し上げたように、この後、総合計画審議会のほうで同様の議論をされる可能性がございます。なので、現段階で都市計画審議会から出た意見については、こんな感じだと今、お答えしたんですが、最終的にまた微修正とか、ひっくり返ることはないかもしれませんが、ということがある可能性もありますので、ですので、意見としてはこういうことだということだけでどめて、それを答申として出すという形でまとめてございますので、よろしく御理解いただければと思います。

【安田委員】 私、総合計画審議会に出たことあるんですよ、傍聴したことあるんですね。ということは、いろんなことをやってるわけですよ。我々の都市計画審議会で行っていることも、オーバーラップしているんですよ。我々も今度、オーバーラップしましたね。都市計画以外のこと。それはそれで趣旨は分かったんですが、今の次長の御説明だと、総合計画でまたこの話をして、そこでオーケーをとって初めて正式な文書になるんですよという御説明ですね。

【青柳次長】 最終的にどう直るか、文言の「てにをは」まで含めると、そういうところですよ。ほぼ大丈夫だと思うんですけど。

【安田委員】 何か屋上屋を重ねているという感じがしませんか。2階建てを3階建て、時間ばかりかかっちゃって。

【青柳次長】 そこを今、直したいと思ってやっておりますので、ぜひ御協力のほどをお願いいたします。

【苦瀬会長】 丁寧にやってると言えば丁寧にやってる。

【安田委員】 言い方ですね。

【森尻委員】 県の立場ではない形で、一技術者として市の当局から行政的には少しつらかったら申し訳ないんですけども、素朴な疑問で。この手の業務に長く携わらせていただいた一

技術者とする、都市計画審議会に諮問されて、都市計画審議会という観点から答申を当局のほうに差し上げる形だとすると、都市計画の観点で我々は物事を、この案を見たときに、こうなんじゃないかという、まずその答申の頭に、各論に入る資料の2-1とあって前に、都市計画審議会の目線で見たとときに、そうすると資料1のときに、一番最初のときに前回御説明いただいたのは、まず都市マスと分離するという物事に関して、我々はこう考えている、もしくはこういう観点で留意して、基本的にはオーケーなんだけど、こういった意見も出たので、都市計画の審議会の分掌からするとね、こういう考え方を注意して、引き続き進まれることが望ましいというような、頭文がまずあって、さらに別途各論においては、これこれこういう点について留意されたいというふうに答申を差し上げるのがベーシックなパターンなような気がしているんですけど、それはそうではないというのがあれば、またそうなのかもしれないんですが。

【苦瀬会長】 いや、そういうことだと思うんですけど。それについて。

【鈴木（正）委員】 僕は今の委員が言ったのが、私の先ほどの質問に対して、その議論がないと、都計審としての答申にならないんじゃないかと思うんで。特に逗子のやり方で、今度新しくやるんですから、今言った委員の方の意見、大変よろしいと思うんですね。逗子はこうするんだということがあって、この都計審の答申ができてきてないと、唐突にこれが分離されちゃうというのはちょっと考えにくいなと。

【苦瀬会長】 用途地域だの容積率、何にも語らずに、交通管理のこと言っていていいのかという話もあるので。

【森尻委員】 細かいね、さっきの例えば125平米規制にするのかどうかとかね、あるんですけども、一低層なんかの場合はね。そういう各論は各論でいいんですけど、そもそも都計審に審議を答申としていただいたというのは、都市計画という審議会の観点から、総合計画というものを見させていただいたときに、こういう総体としてはいいんだけど、特に今回、資料1で分離するというところから物事がスタートしているわけだから、まず分離することについて、基本的にいいのか悪いのか、極端に言うんですけどね。そこはやはりお返しするというのが一義的には筋なんじゃないかなという気がするんですけど。

【苦瀬会長】 事務局、いかがですか。

【安田委員】 ちょっとよろしいですか。私、単純なんですけど、都市計画審議会ですらどうして所管がまちづくり景観課のテーマをですね、議論するのかな。あるいはできるのかなと。

【苦瀬会長】 だから、そこがね。

【安田委員】 ですよ。都市計画のことについては責任持って議論しているし、やってますよね。でも、まちづくり景観課のですね、ことについてね、出てもないのにですよ、出てもないのに、何だかんだで、井戸端会議のね、議論みたいな感じで、それ、ちょっとないんじゃないのいうふうに思うんですよ。それはまた総合計画審議会で集めてね、すったもんだやっていたら、都市計画で話していることは十分伝わらないのに、何かやってみたいな、象を撫でているようなものですね。

【苦瀬会長】 それは過去どういう指摘の件があったのか、ちょっと私も十分存じ上げてないんですけど。

【森尻委員】 多分ね、ほかの市町さんの都計審も、いろいろ出席させていただいた中では、このパターンはないわけではないと思うんですよ。総合計画と都計審、もしくはそれ以外のいろんな審議会との、審議会の手続上、合意形成をどう図っていくのかというパターンは、いろいろなパターンがある。それは逗子市さんは逗子市さんのやり方があって、それは全然構わないと思うんですよ。ただ、そこはそういうやり方ならやり方ですという、それは逗子市さんのスタイルだから全然構わないと思っていますし、分かりにくさがあるという御指摘は、それはそれで受け止めていただければよろしいかと思うんですよ。ただ、最終的な総計審、県で言う総計審なんですけども、逗子市の総合計画で物事を決めていくといったときに、じゃあ都市計画審議会は何て言ってるのといったときには、やはり基本的には、今まではこうだったんだけど、ここは変わりました。そのことについて都市計画審議会はどうなんだといったら、まずやっぱり資料1で言われている都市計画の関連については、それはそれで別途やっていくんだという話があって、分離するんだというところが今回一つ大きい話題としてあるから、そのことについては都計審としてはよしとするよというところが、やっぱり一つの答えとしてあって、なお各論についてもこれこれこうだと。これがベーシックなような気がするんですけど。

【苦瀬会長】 そういうふうに配慮しましょう。

【青柳次長】 今ですね、森尻委員の御意見なんですけど、ごもっともだと思います。今回の諮問のですね、もともと諮問文案の内容がですね、逗子市総合計画中期実施計画策定についての諮問を受ける形になっておりまして、中身としては、このことについて本市の総合計画前期実施計画の計画期間が令和4年度で満了するため、逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針に基づき、中期実施計画の策定に向け、貴審議会の意見を求めますというふうに

なっておりますので、基本的には策定方針のところでどういうことが書いてあるかというところが問題なんだと思います。ただ、策定方針の中で、基本的な部分で言うと、都市計画マスタープランの分離というところが入っております、もう分離前提になっておりますので、その分離については確かにどうなのかというところは、意見として出していただくということではできたのかもしれませんが、ちょっとその辺はもう前提として、分離するに当たって、細かい部分、細目にわたってのところについてチェックをしてほしいというところで、こちらのほうが読み取ってしまいましたので、このような形で進めさせていただきました。

なので、根本的な議論としては、そうあるべきだったというところについては反省しておりますけれども、どうしましょう。

【苦瀬会長】 そうするとね、今のお話で、2つありますよね。1つは、分離することは賛成しますが、こういう意見がありますというのが1つなので、オーソドックスな。もう一つは、この前提としてなっているから、そういうものを分離するに当たって、こういう計画についてはこういう意見を出しますと、そういう言い方がありますよね。事務上で言うと、どっちがどっちというのは分かりませんが、そういうようなスタイルでこれを答えるというしかないと思います。そういうことでいいですか、森尻委員。

【森尻委員】 決して時計の針をね、戻してくれなんて、それは一方で行政マンとしてあり得ないのは分かっているつもりなので、これまでの積み上げた中の延長線上で物事が、例えば今、委員長おっしゃられた後者のようなやり方というのも全然あると思いますから、既にある一定の前提のことで物事を書くというのはあって全然構わない。ただ、まさに今おっしゃられたとおりの諮問文だと、中期実施計画策定に向け、「策定に向け」というところがありますので、中期実施計画に向けて、既に決まっている分離するという方針に基づき、実施計画の策定に向けて、そのところは例えば追認というのものもあるのかもしれませんが、いずれにしろそこに触れていくというのは何らか。

【苦瀬会長】 ちょっとセンテンスを入れておいたほうがいいですね。

【森尻委員】 大事なような気がするんですけどもというのが意見です。

【苦瀬会長】 そうですね、かしこまりました。後になって、何年後かになって、これ、入っていないじゃないとか言われるかもしれませんし。

【森尻委員】 入っていないじゃんというか、都計審というところの事務分掌で受けているところについては、何らか触れたほうがよろしいんじゃないですかという意味です。

【苦瀬会長】 分かりました。そういう文面で、文面の細かいことは私と事務局にお任せいただいて、そういう形で書かせていただいてよろしいでしょうか。（「お願いします。」の声あり）ありがとうございます。

では、あとこの内容はこういうことでよろしいでしょうか。3点に絞られております。よろしいですか。ありがとうございます。

【鈴木（新）委員】 ちょっとすみません、確認ですけれどもね。最後の3点、これですよ。これに要するに今日の審議を踏まえて、この3点の内容が変わるんですね。変わるというか、多少の変更があると。

【苦瀬会長】 あり得るという。

【鈴木（新）委員】 あり得る。それが最終的に答申案になると。答申でしょ、これ。

【苦瀬会長】 これは、こういうことを直してくださいということを答申しました。そして、今度は市全体でいろいろな審議会とかで意見が出たものを参考にしながら、もう一回まとめ直すということですね。

【鈴木（新）委員】 何をまとめ直す。

【苦瀬会長】 この文面を。

【鈴木（新）委員】 この文面をまとめ直す。結局、これが最後なんじゃないんですか。違うんですか。

【苦瀬会長】 我々は最後です。

【鈴木（新）委員】 ということですね。

【苦瀬会長】 そういうことです。我々の仕事はこれで終わり。

【鈴木（新）委員】 という意味なんですね。

【苦瀬会長】 そういうことです。

【安田委員】 あくまでも我々は答申をした。行政、こちらのほうで最終の文章を決めて、議会にかけて、それで承認されると、こういうことですね。だから私たちはあくまでも答申をするだけと。

【苦瀬会長】 そういうことです。それでいいですよ、事務局ね。

【青柳次長】 はい。

【苦瀬会長】 では、そういうことで、そういうふうに出ささせていただきたいと思えます。よろしいですか。では、議題としては1番の策定についての答申は終わったことにさせて

いただきます。

2番のその他ございますでしょうか、事務局。

【大竹主事】 本日は特にございません。

【安田委員】 今後のスケジュールはどうなるのでしょうか。年度のスケジュール。

【大竹主事】 今年度はこれで終わりの予定です。

【苦瀬会長】 では、よろしいでしょうか。それでは、予定された内容はこれで終わりますので、それでは本日の審議会、これにて終了いたしたいと思います。皆様、長時間にわたって御議論ありがとうございました。